

○近畿地方整備局告示第110号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年 4月26日

近畿地方整備局長 上総 周平

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 一般国道370号改築工事（和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪地内から同町動木字瀬ノ上地内まで）、これに伴う町道及び農業用水路付替工事並びに県道岩出野上線改築工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪及び字小畑並びに動木字曲谷、字下墓尾、字保場、字香畑及び字瀬ノ上地内
- 2 使用の部分 和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪及び字小畑並びに動木字曲谷、字下墓尾、字保場、字香畑及び字瀬ノ上地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県海南市野上中字新田地内から同県海草郡紀美野町下佐々字露谷地内までの延長4,566mの区間（以下「本件国道

区間」という。)及び同町動木字下墓尾地内から同町動木字保場地内までの延長150mの区間(以下「本件県道区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道370号改築工事、これに伴う町道及び農業用水路付替工事並びに県道岩出野上線改築工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道370号改築工事」(以下「国道本体事業」という。)及び「県道岩出野上線改築工事」は、それぞれ道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業及び同条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、国道本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、国道本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業のうち、国道本体事業は、道路法の一部を改正する法律(昭和39年法律第163号)附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件国道区間は一般国道の指定区間を指定する政令(昭和33年政令第164号)による指定を受けていないこと及び和歌山県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により和歌山県が道路管理者となる。県道岩出野上線(以下「本県道」という。)は、道路法第7条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道370号（以下「本路線」という。）は、和歌山県海南市内の一般国道42号との接続点を起点とし、海草郡紀美野町、伊都郡高野町、橋本市、奈良県五條市等を経て、奈良市内の一般国道25号との接続点を終点とする総延長約133kmの主要幹線道路である。

和歌山県内における本路線は、紀北地域における沿岸部の海草地域と内陸部の伊都地域とを連絡して地域連携を図る路線である。また、海南市から高野町までの区間は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において第二次緊急輸送道路に指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線に位置づけられている。

また、紀美野町内における本路線は、一級河川紀の川水系貴志川（以下「貴志川」という。）に沿って東西方向に広がる町域において、合併前の旧野上町と旧美里町を結ぶ唯一の幹線道路であり、沿線住民の通勤、通学を始めとする日常生活及び観光においても重要な役割を担っている道路である。

しかしながら、本件国道区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、車道部幅員が道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定値を満たさない区間が9割を超える狭小な道路であることに加え、曲線半径が60mに満たない箇所が7箇所存在することなどから、車両の円滑な通行に支障をきたしており、本県道との交差点から西側の区間においては朝夕の通勤通学時間帯に大型貨物自動車等の通行が規制されているなど、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

また、現道は小学校等への通学のほか、沿線住民の日常生活に利用されているところ、歩道は現道の約5%の区間しか設置されていないことから、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良い道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、歩

道が整備されることにより、歩行者等の安全な通行も確保することができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件国道区間及び本件県道区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち2箇所については発掘調査等を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る1箇所についても和歌山県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づき、本件国道区間においては両側又は片側に歩道を備えた2車線の道路をバイパス方式により建設し、本件県道区間においては既存の道路ネットワークを維持するため片側に歩道を備えた2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、廃線された鉄道敷を利用してバイパス方式により整備する案（以下「申請案」という。）のほか、現道拡幅方式により整備する案及び貴志川を渡河してバイパス方式により整備する案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、用地取得の必要面積は中位であるものの、支障物件の数が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、国道本体事業の施行に伴う町道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、幅員が狭小であり、線形不良箇所も存在することから、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である紀美野町長等からなる国道370号海南紀美野間改修促進協議会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲

であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県海草郡紀美野町役場